

成年後見開始の申立支援

認知症などで、財産管理や重要な契約などができない方を支援するため、親族等の申立てにより家庭裁判所が、支援する人（後見人・保佐人・補助人）を選任することで、判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるようになります。申立てをする親族がいない場合は、市長が申立てを行いますのでご相談ください。

※判断能力が不十分になった時に備える任意後見制度もあります。

利用料 実費は自己負担

高齢者虐待防止（相談、連絡先）

高齢者虐待についての相談窓口、虐待を見かけられた場合の連絡先は以下のとおりです。

問合せ先 福祉相談支援課 ☎674-7171
地域包括支援センター（76～77ページをご覧ください）

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なため、福祉サービスの適切な利用が困難な方に、福祉相談・金銭管理サービスなどの援助を行います。（利用料：収入や預貯金の額によってサービス毎に無料～3,000円/月）

問合せ先 高槻市社会福祉協議会（☎661-7000）
権利擁護に関する電話相談を行っています。

老人福祉法による緊急措置

介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所、グループホーム、特別養護老人ホームへの入所など介護認定がされるまでの期間、措置をします。

対象者 家族からの虐待、認知症等で介護保険の申請ができない方

利用料 自己負担分が必要となります。

生活管理指導短期宿泊事業

65歳以上で、日常生活に不安がある方が一時的な体調不良の場合等に、短期間、施設に入所し、改善を図ります。事前登録及びかかりつけ医の診断書が必要です。

対象者 ひとり暮らしの方で、日常生活に不安があり、一時的な体調不良になった方等（月1回の利用で7日以内まで利用可能）

利用料 1日あたり1,352円 ※利用料の内1,000円は食材料費相当額

実施施設 高槻市立養護老人ホーム（☎696-1134）
養護（盲）老人ホーム槻ノ木荘（☎694-0716）

養護老人ホーム入所

おおむね65歳以上で、環境上（1人で生活することが困難な状態等）および経済的な事情により、自宅で生活することが困難で市内に住民票等のある方が入所できます。

対象者 養護老人ホーム（市内には社会福祉法人1、市立1の計2施設）

利用料 本人及び扶養義務者の収入に応じて負担金が必要

配食サービス事業

栄養バランスのとれた夕食を自宅へ配達するとともに、安否などを確認し、健康状態に異常があれば関係機関に連絡します。

週6回（月～土曜日）までの利用となります。

※なお、食の自立の観点から、申請にあたっては介護保険サービスやその他のサービスとの総合調整を行います。

対象者 65歳以上の方で、高齢・心身の障がいおよび疾病等の理由で調理困難なひとり暮らしまたは高齢世帯の方（重度の障がい者のみの世帯の方を含む）

利用料 食材費及び調理費として1食510円

●認知症の方へのサービス

行方不明高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、情報を事前登録し、行方不明時には協力機関にFAX送信による情報提供を行い、迅速な発見を目指します。

対象者 認知症等により行方不明になる恐れがある方

利用料 無料

見守り安心ネットワークシール

認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、QRコード付のシールを配布し、そのコードを携帯電話で読み込むと連絡先が表示され、保護された後のスムーズな身元確認を行うことができます。

対象者 認知症等により行方不明になる恐れがある方
（行方不明高齢者SOSネットワークに登録している方）

利用料 無料

行方不明高齢者家族支援サービス

認知症高齢者が行方不明となった場合、位置検索システム（GPS）を利用し、家族が早期に居場所を特定することにより、高齢者の安全の確保と介護者の負担軽減を図ります。

対象者 認知症により行方不明になる恐れがある在宅高齢者を介護している家族の方

利用料 位置検索時の通信料及び情報提供料等の負担があります。

認知症地域支援推進員

高槻北地域包括支援センターと五領・上牧地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。認知症疾患医療センター（新阿武山病院）等と連携を図りながら相談・支援を行います。

問合せ先 高槻北地域包括支援センター ☎687-8010 FAX687-8010
五領・上牧地域包括支援センター ☎660-3608 FAX660-3601

認知症初期集中支援チーム

40歳以上で、ご自宅で生活されている方で、認知症の診断が無い方、または診断を受けておられても継続的なサービスを受けられていない方に対し、支援を行うチームです。チームは医療・介護の専門職で構成され、困りごとに対して、受診勧奨やサービス利用等についての支援を行います。

問合せ先 福祉相談支援課 ☎674-7171

若年性認知症の本人と家族のつどい「ひまわりの会」

毎月定期的に集まって、本人・家族ごとに交流会を行っています。

問合せ先 ひまわりの会（事務局）高槻北地域包括支援センター ☎687-8010

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症に対する正しい理解を持った認知症の人への「応援者」です。認知症サポーターとなるためには、認知症サポーター養成講座の受講が必要です。

詳細は、福祉相談支援課または地域包括支援センター（76～77ページ参照）へお問い合わせ下さい。

利用料 無料

たかつきカフェ

認知症の人や家族、地域の方、どなたでも参加できる場所です。認知症について学んだり、相談をすることができます。月に1回程度市内10数箇所で開催されています。

開催場所や時間は、認知症地域支援推進員(P59)・福祉相談支援課・地域包括支援センターへおたずねください。